

情報公開審査会答申の概要

答申第 964 号（諮問第 1632 号）

件名：野外活動トーチ演舞に関する負傷について把握されているものの不開示
（不存在）決定に関する件

1 開示請求

令和元年 9 月 27 日

2 原処分

令和元年 10 月 11 日（不開示（不存在）決定）

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）は、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和元年 10 月 21 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 2 年 5 月 18 日

5 答申

令和 3 年 3 月 22 日

6 審査会の結論

県教育委員会が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、平成 30 年度及び令和元年度に愛知県内の学校でトーチトワリングの練習中等に発生した児童生徒の負傷について、県教育委員会が把握した内容が記載されている文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

実施機関によれば、仮にトーチトワリングの練習中等に児童生徒が負傷した場合、名古屋市立学校を除く各市町村立学校及び各県立学校（以下「学校」という。）は、平成 22 年 3 月 26 日付け「事故発生等の報告について（通知）」（21 教総第 947 号）（以下「教育長通知」という。）により児童生徒の事故発生速報及び事故発生状況報告書（以下「報告書等」という。）を作成し、県教育委員会学習教育部保健体育課（以下「保健体育課」という。）に提出することとなっており、平成 30 年度及び令和元年度に提出された報告書等の中にトーチトワリングの練習中等の児童生徒の事故に係るものがあれば、その報告書等が本件請求対象文書に該当すると考えられるが、平成 30 年度及び令和元年度に提出された報告書等の内容を確認したところ、トーチトワリングの練習中等の児童生徒の事故に関するものはなかったとのことである。

当審査会において教育長通知の内容を確認したところ、名古屋市立学校を除く学校における事故の県教育委員会への報告は、教育長通知によって運用されており、児童・生徒の事故に関しては、報告書等により保健体育課に報告することとされていることが認められた。

よって、名古屋市立学校を除く学校でトーチトワリングの練習中等に発生した児童生徒の負傷については、教育長通知により定められた報告書等により報告されることになっていることからすれば、平成 30 年度及び令和元年度に提出された報告書等にトーチトワリングの練習中等の児童生徒の事故に関するものはなかったことから県教育委員会において本件請求対象文書を作成又は取得していないという実施機関の説明は不合理であるとはいえない。

以上のことから、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人の主張について

ア 教育委員会会議説明用資料について

(ア) 審査請求人は、審査請求書において、教育委員会会議に提出された請願に関して、トーチトワリングに関する負傷についての数値、パーセントなどについて県教育委員会義務教育課長（以下「義務教育課長」という。）から説明があり、何の資料、根拠もなく、説明することはあり得ないため、本件開示請求に関する資料等を作成又は取得していないというのは誤りである旨の主張をしている。

実施機関によれば、当該会議において義務教育課長が県内の小中学校におけるトーチトワリングの状況を説明するに当たって、県教育委員会は、各市町村教育委員会に照会を行い、火をつけてトーチトワリングを行っている小中学校数、トーチトワリングによって火傷^{やけど}をした児童生徒数等を把握し、それらを記載した教育委員会会議でトーチトワ

リングの状況を説明するための資料（以下「教育委員会会議説明用資料」という。）を作成しているとのことであり、教育委員会会議説明用資料は本件請求対象文書に該当するものと考えられるとのことである。しかし、教育委員会会議説明用資料は、令和元年9月26日に請願を受けた後、各教育事務所を通して各市町村教育委員会に照会し、その結果を取りまとめ、同年10月18日の教育委員会会議の数日前に作成されたものであるため、同年9月27日の本件開示請求時点では教育委員会会議説明用資料は存在していなかったとのことである。

この点について、当審査会において教育委員会会議説明用資料の内容を確認したところ、令和元年度中に、火をつけたトーチトワリングによって火傷^{やけど}をした児童生徒の数が記載されており、仮に本件開示請求時点に存在していれば、本件請求対象文書に該当するものであるといえる。

そこで、当審査会において、教育委員会会議説明用資料の作成に当たって行われた、県教育委員会義務教育課から各教育事務所への照会の内容を確認したところ、当該照会は、本件開示請求書が提出された日と同日である令和元年9月27日に各教育事務所に対して行われていることが認められた。

また、教育委員会会議説明用資料が存在することについては、実施機関が本件審査請求の提起後に審査請求人に対して説明しており、別途審査請求人に提供もしていることからすれば、教育委員会会議説明用資料が本件開示請求時点において既に作成されていたにもかかわらず、あえて本件不開示決定において不存在とする理由はないと考えられる。

これらのことからすれば、本件開示請求時点では教育委員会会議説明用資料は存在していなかったという実施機関の説明は不合理であるとはいえない。

- (イ) また、審査請求人は、反論書において、トーチトワリングによって火傷^{やけど}した事案があったにもかかわらず、県へ報告がなされていなかったことになる旨主張している。

この点について、前記(ア)において述べたとおり、教育委員会会議説明用資料には火をつけたトーチトワリングによって火傷^{やけど}をした児童生徒の数が記載されており、事故が発生したことが示されていたことから、当審査会において当該事故に係る報告書等の有無について実施機関から説明を聴取したところ、教育長通知により報告を求めているのは、死亡又はそのおそれがある場合、治療のため入院した場合等の重大な事故である場合のみであるとのことであり、軽微な事故である場合は、報告書等が提出されないため、火をつけたトーチトワリングによって事故は発生したものの、軽微な事故であったために県教育委員会に報告書等が提出されていなかったものであるとのことである。

そこで、当審査会において、教育長通知の内容を確認したところ、児童生徒の事故について、県教育委員会に報告を要する事故の内容として「本人が死亡したまたはそのおそれがある場合」、「相手に傷害を与えた場合」、「本人が治療のため入院した場合」、「本人の完治までおよそ1ヶ月以上要する場合」、「本人が自殺または自殺を企図した場合」、「事故が報道対象またはそのおそれがある場合」及び「その他校長が報告を必要と判断した場合」と記載されていることが認められた。

よって、教育委員会会議説明用資料に記載されている火傷をした児童生徒の数について、事故は発生したものの、軽微な事故であったために県教育委員会に報告書等が提出されていなかったものであるという実施機関の主張は不合理であるとはいえない。

イ 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)及びアにおいて述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

野外活動トーチ演舞に関するもの

1. 2018、2019年度

負傷についてはあくされているもの